

一般社団法人日本フロアボール連盟

加盟団体会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本フロアボール連盟(以下「本連盟」という。)定款第13章の規定に基づく加盟団体会員の加盟資格等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 加盟団体会員とは、都道府県を単位とする統一団体において、本連盟の事業への賛同の意を表し、事業に参画する意思を持って加盟する会員(以下「団体会員」という)。

(資格)

第3条 本連盟の事業に賛同し、第4条の規定に従い加盟手続き後、役員会の承認を受けた団体会員とし、資格の有効期間は2年間とする。

(加盟・登録)

第4条 本連盟に加盟するためには、「加盟申請・更新書」及びそれに附属された所定の書類一式に必要事項を記載し申請をしなければならない。

(提出書類)

第5条 「加盟申請・更新書」に附属された所定の書類一式とは以下のものをいう。

- ① 団体概要・役員名簿
- ② 社員推薦書
- ③ 承諾書
- ④ 団体会員が作成した規約等

(入会金・会費)

第6条 団体会員の加盟入会金及び年度会費は規定しない。

(退会)

第7条 加盟申請・更新をした団体会員に所属する個人会員登録が本連盟に一切ない場合については、当該年度に退会したものとする。

(除名)

第8条 団体会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、理事会の議決により、これを除名することができる。

また、当該団体会員から第三者への資格の継承はできない。

- ① 本連盟定款等に違反した場合。
- ② 第10条の禁止事項に掲げる行為を行った場合。
- ③ 故意、過失を問わず、本連盟の名誉を傷つけ、または目的に反する行為を行った場合。

(守秘義務)

第9条 団体会員は本連盟の許可を得ずに、会員として知る得た本連盟の非公開情報を会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

(禁止事項)

第10条 団体会員は以下の行為をしてはならない。

- ① 会員情報など本連盟へ虚偽の申請を行う行為。
- ② 他の会員、第三者もしくは本連盟の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為。
- ③ 本連盟の許可なくロゴマーク、印刷物などの転用及び改ざん行為。
- ④ その他、本連盟が不適切と判断する行為。

(損害賠償)

第11条 本連盟の責に帰さない活動において、団体会員が他の団体会員や第三者に対して損害を与えた場合、本連盟はその損害に対して賠償する責任を負わない。また、団体会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本連盟に損害を与えた場合、本連盟は当該会員に対して相当の損害賠償の責務を行う。

(社員の個人会員登録)

第12条 加盟する団体会員は、所属する個人会員から1名を本連盟の社員として第5条の社員推薦書により推薦しなければならない。

2. 社員推薦書により推薦され、本連盟から承諾書により承認された社員は、年度ごとに所属する団体会員として個人会員登録を行う。

その際、本連盟が会員規程第6条に定める競技区分「B」の個人会員の登録を行い、会員規程第7条に定める会費を納入しなければならない。

(報告義務)

第13条 本会員(チーム)がフロアボール競技の為、海外のフロアボール大会・事業(交流大会・研修・所属変更等)に参加する場合は、以下のことを行う。

- ① 事前に計画書と帰国後報告すること。
- ② 「日本代表選手・スタッフの行動規範」を遵守すること。
- ③ 参加前に本連盟指定のコンプライアンス研修を受講する。(チームスタッフも含む)
参加者が未成年の場合は保護者もコンプライアンス研修を受講する。
- ④ コンプライアンス研修を受講しない場合は、派遣の許可は出来ない。

(変更)

第14条 この規程は、本連盟の役員会の決議により変更することができる。

附則

- 1 この規程は、2021年9月1日から施行する。
- 2 2022年2月1日改正
- 3 2024年4月1日改正 *定款改正に伴う改正